

「循環型社会の実現に向けて」



環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
部長 伊藤 哲夫

会員の皆様をはじめ、廃棄物・リサイクル行政に携わる皆様には、日頃より廃棄物・リサイクル行政の推進に御理解・御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、我が国の経済は、景気が自律的な回復に至らない中、円高等の影響により依然として引き続き厳しい状況が続いています。また、このような状況の下で、廃棄物・リサイクル分野を取り巻く状況は、資源価格の高騰やレアメタルの確保の問題、2013年以降の温室効果ガス削減の国際的な枠組みに係る交渉の前進など、刻々と変化しているところです。

環境省ではこうした状況の変化を的確に把握するとともに、スピード感を持ち、循環型社会の実現に向けて、廃棄物・リサイクル行政を着実に推進していく所存です。会員の皆様におかれましては引き続き、現場からの鮮度の高い情報を環境省にお寄せくださるようお願いいたします。

「循環型社会」の実現は、先に述べた世界的な資源制約の顕在化や、地球環境問題への対応が急がれる中で、極めて喫緊な課題です。これに加え、地球温暖化防止のため、二酸化炭素やメタンなどの温室効果化ガスを極力排出しない「低炭素社会」の実現にも配慮し、これらを統合的に実現するための取組を進めていくことが必要とされています。

この「循環型社会」と「低炭素社会」の統合的実現、つまり、資源効率とエネルギー効率の高い社会の実現は、今世紀における世界経済の持続的発展の鍵となるもので、また関連する産業・技術等が、国や企業等の今後の国際競争力を確保する上での鍵となることから、各国が競って取り組みを進めており、わが国においても、生活環境の保全、安全・安心の確保を前提としながら、着実かつ迅速に取り組みを進めていく必要があります。

このようなことから、平成23年度の廃棄物・リサイクル対策政府予算案においては、日本



とアジアの安定した成長を支える循環型社会の実現、安全・安心な生活等を実現するため、特に、①循環型社会づくりを通じて日本経済の発展を先導するため、世界に通用する静脈産業を育成する、②廃棄物焼却時のエネルギー回収や廃棄物系バイオマスの利活用等、地域における循環資源の高度利用等を図る、③安全・安心な廃棄物処理・リサイクルを推進し、国内の循環型社会の底上げを図る、④污水处理施設の未普及人口を解消するため、単独処理浄化槽の転換など浄化槽の更なる整備を推進する、という内容を重点として予算計上しているところです。

その中で、一般廃棄物対策に関連する主なものとしては、①循環型社会形成推進交付金による支援の継続、②市町村における廃棄物処理の更なる3R化・低炭素化を促進するための検討、③バイオマス活用推進基本計画を踏まえた廃棄物系バイオマスの利用を進めていくためのロードマップの検討、④日系静脈産業の海外展開に資する次世代廃棄物処理技術をはじめとした循環型社会形成推進のための研究・開発支援拡充などであり、これらを着実に実施することとしています。

予算以外の分野では、昨年12月に廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る

ための基本的な方針」を変更し、基本的な方向性として、循環型社会の推進を低炭素社会との統合的観点にも配慮して進めていくこととし、平成27年度における廃棄物の減量化等の目標量を定めたところであり、これに基づく取組を着実に進めていきます。

また、今年2月には環境大臣より中央環境審議会会長に「小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済み物品の再生利用のあり方について」諮問をしたところであり、このことについての検討を中央環境審議会を進めていただくこととしております。

以上のとおり、環境省における取組について、一般廃棄物に関連する分野を中心に紹介させていただきました。「循環型社会」と「低炭素社会」の統合的実現には、諸施策の着実な実施が必要であり、そのためには言うまでもなく、国、市町村、産業界といった関係者が一丸となった対応と国民の理解と強力が不可欠であります。今後とも関係する皆様方の変わらぬご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

